

港長公示 第1号

港則法第37条第1項の規定により、次のとおり船舶の航行を制限するので、同条第2項の規定により公示する。

平成28年6月13日

福井港



引火性危険物積載タンカー（油圧油圧を含む、以下「同」と）への航行、航行の制限について

引火による船舶の事故を防止するため、引火性危険物積載タンカーの航行における船舶の航行を次のとおり制限する。

記

- 1 期 間 平成28年7月1日から当該の間
- 2 区 域 福井港内に停泊中の引火性危険物積載タンカーがある30メートル以内の水域
- 3 取扱事項

船舶は、福井港内に引火性危険物積載タンカーが停泊している間、上記区域に進入してはならない。

ただし、次に掲げる船舶を除く。

- (1) 港長が当該タンカーへの航行を認め、本制限を解除した船舶。
- (2) 次の条件を満足する給油船、交通船、曳船等引張タンカーの運航に必要のある船舶及び管倉庫用船舶であって、当該タンカーの着舷中以外の時に航行する船舶
 - イ 甲板又は船内の開放された場所において、喫煙、喫煙、炉や焚き火、その他の火気を使用しておらず、あるいは火気を使用するがそれのある喫煙又は作業を行っていないこと。
 - ロ 運航に火気の使用を防止する十分な措置を講じていること。
 - ハ その他防炎措置等当該タンカーが引火するおそれのないよう火気管理を徹底していること。

4 標 示

引火性危険物積載タンカーは、「引火性危険物積載中」と表示された航行標識を掲げている。

5 備 考

引火性危険物積載タンカーに航行中（当該区域を含む）の船舶は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 船体の航行による火気の使用を防止するため、十分な防炎措置を使用すること。
- (2) 係留時にワイヤーロープを使用する場合は、船体との接触による火気の使用を防止するよう、十分な措置を講ずること。
- (3) 船長が適宜と認める場合は、喫煙、喫煙、炉や焚き火、その他の火気を使用し、あるいは火気を使用するがそれのある喫煙又は作業を行わないこと。
- (4) 航行時間は当該制限を受けること。